

令和5年度第1回 音更町使用料等審議会議案

日時 令和6年1月31日（水） 午後1時30分から
場所 音更町役場庁舎3階 特別会議室

会議次第

1 挨拶

2 議事

諮問第1号 戸籍法に基づく事務に係る手数料の制定について

諮問第1号 戸籍法に基づく事務に係る手数料の制定について

1 制定の理由

戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正に伴い新たに処理することとなる事務について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に準じて手数料を制定しようとするものである。

2 背景

戸籍法の一部改正（令和元年法律第17号による改正）により、戸籍謄本等の広域交付及び戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行事務や届書等情報内容証明書の交付の事務等が新設されることとなった。

3 諮問の額

事務名	手数料の額（円）
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務	400
除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務	700

※ 上記の場合において、電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一事項の戸籍謄本等と同時に請求する場合は、手数料を徴収しない。

4 施行期日

令和6年3月1日から施行する。

5 その他

新設された次の事務については、既存の事務と統合され、その手数料の額は改定しない。

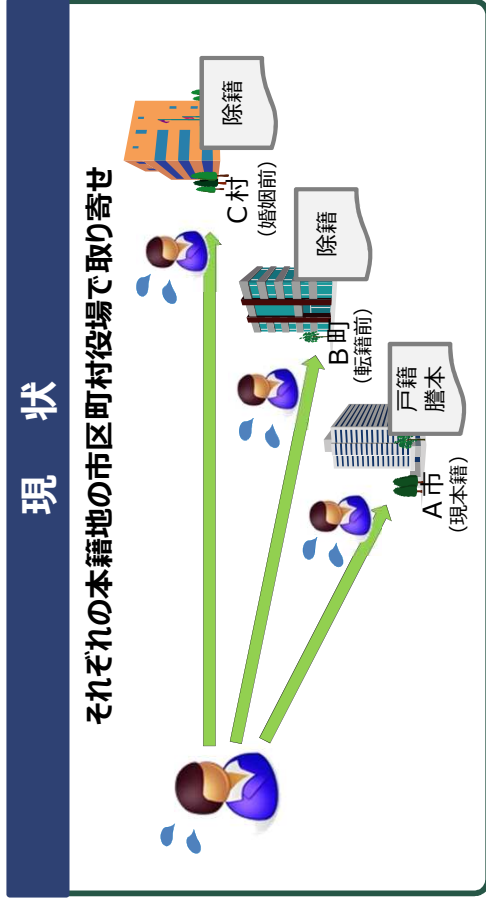
事務名	手数料の額（円）
戸籍謄本等の広域交付事務 ※「戸籍謄本等の交付」に統合	450
除籍謄本等の広域交付事務 ※「除籍謄本等の交付」に統合	750
電子化された届書等情報内容証明書の交付事務 ※「届出・申請の受理証明書等の交付」に統合	350
電子化された届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務 ※「届書等の閲覧」に統合	350

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正について

○手数料を徴収する事務として新設されるものは以下のとおり。

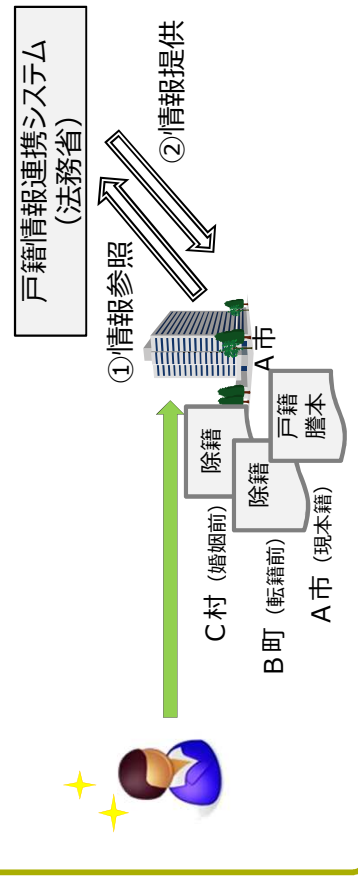
1 戸籍謄本等の広域交付（戸籍法第120条の2第1項）

自らや父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも、戸籍謄本等の交付請求が可能となる。



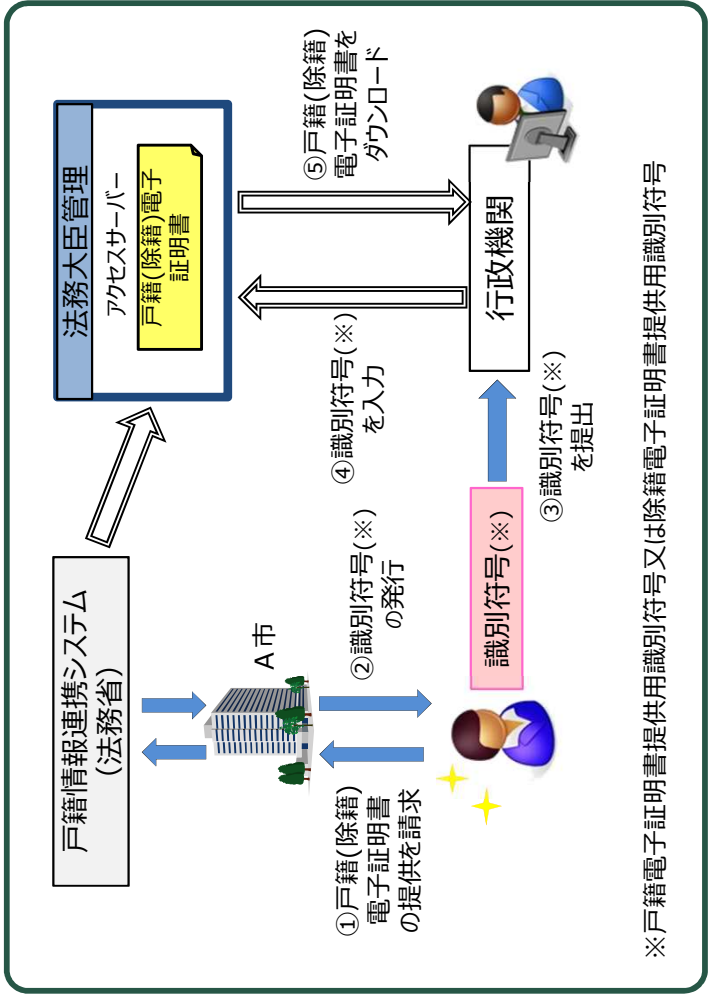
改正後

最寄りの市区町村役場の窓口で請求可能（広域交付）



2 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行（戸籍法第120条の3第2項）

戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、戸籍（除籍）電子証明書（電子的な戸籍記録事項の証明情報）の提供が可能とする。



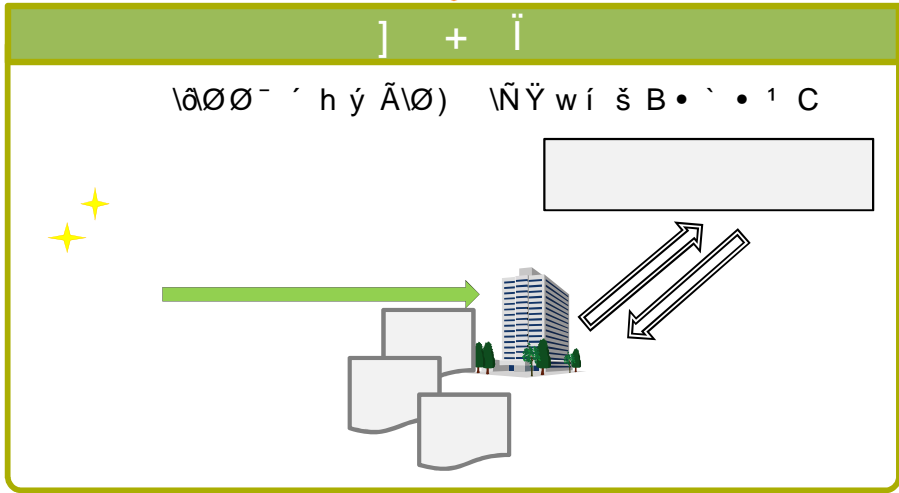
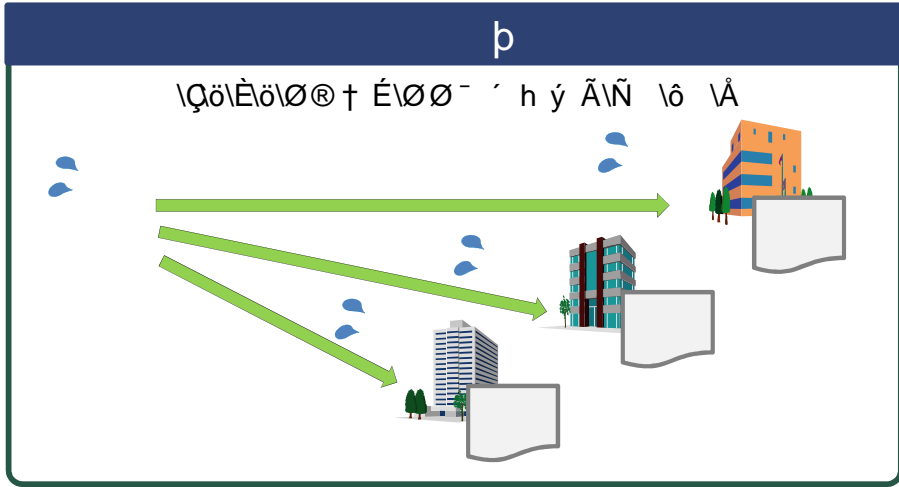
3 届書等情報内容証明書の交付等（戸籍法第120条の6第1項）

- 電子化された届書等情報の内容に係る証明書の交付請求が可能となる。
- 電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧請求が可能となる。

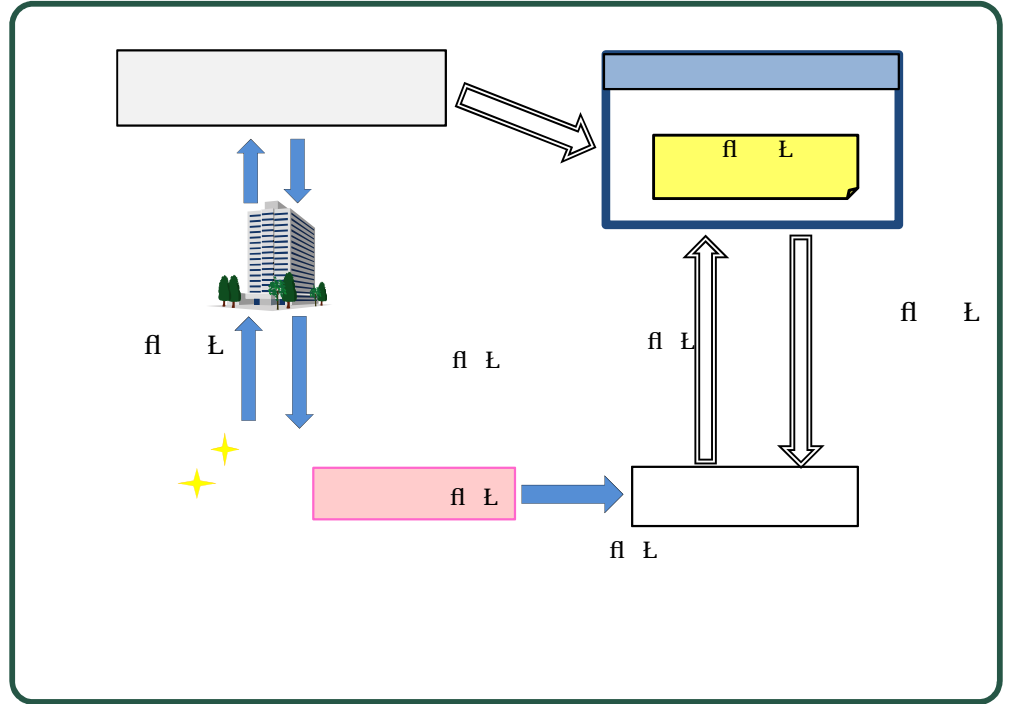
É Í Á n ì \ØÁ / ®Ø ÆÖÝÃĩö Æ%Ø] +\ŌÎ \®Ð

×

ú † : ®%‰Ø• ` • 1 B ú † ç 6 ÖØ 6 " C



ú † B p † C Z Ō' á > € y ÷ Ù ¶ Ë ∈ Ø Å · B ú † ç 6 ÖØ 6 " C



- > %or > Ô• ' á > \Ø• 1 %oB ú † ç 6 ÖØ 6 " C
 - Z Ō ò\¿\ö\É Ö•\Ō -lõ ' á > \Ø• 1 Ÿ w\¶
 - Z Ō ò\¿\ö\É ,
- lœe

音更町附属機関設置条例

平成22年3月23日

音更町条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、町の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、別表の第1欄に掲げる執行機関に、同表の第2欄に掲げる附属機関を設置し、その担任する事項は同表の第3欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関は、別表の第4欄に掲げる委員をもつて組織し、その任期は同表の第5欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第4条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2～5 略

別表（第2条、第3条関係）

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担任する事項	委員の 定数	委員の 任期
町長	(略)	(略)	(略)	(略)
	音更町使用料等 審議会	使用料及び手数料の額について、 審議を行うこと。	15人	2年
	(略)	(略)	(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	(略)	(略)

音更町使用料等審議会規則

平成22年3月26日

音更町規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例（平成22年音更町条例第1号）第4条の規定に基づき、音更町使用料等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、町の区域内の公共的団体等の代表者その他町民のうちから、必要の都度町長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任を妨げない。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部総務課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

音更町使用料等審議会委員名簿

令和5年6月13日現在

No.	氏名	所属団体等	備考
1	高川清美	音更町農業協同組合常務理事	
2	大西勉	木野農業協同組合常務理事	
3	早瀬美恵子	音更町農業協同組合女性部部长	
4	山田ひろみ	木野農業協同組合女性部副部长	
5	角谷稔	音更町商工会事務局次長	会長職務代理
6	向井眞知子	音更町商工会女性部副部长	
7	青木伸吾	音更町商工会青年部副部长	
8	河田さえ子	音更町社会福祉協議会会長	会長
9	畠弘之	連合北海道音更地区連合会会長	
10	金澤宗一郎	音更町PTA連合会会長	
11	田原まゆみ	音更町消費者協会副会長	
12	井上博	音更町老人クラブ連合会副会長	
13	岡田哲男	音更町文化協会会長	
14	山西信一	公募	
15	前川典子	公募	

任期2年（令和4年7月1日～令和6年6月30日）